

総務委員会資料

所管事務の調査（報告）

川崎市国土強靱化地域計画及び各種防災計画素案の パブリックコメントの実施結果について

資料1 「川崎市国土強靱化地域計画（素案）」及び「川崎市地域防災計画（修正素案）」並びに「川崎市地震防災戦略（素案）」のパブリックコメントの実施結果について

資料2-1 川崎市国土強靱化地域計画【概要版】

資料2-2 川崎市国土強靱化地域計画

資料3-1 川崎市地域防災計画（震災対策編・風水害対策編）の修正案の概要

資料3-2 川崎市地域防災計画震災対策編（修正案）

資料3-3 川崎市地域防災計画風水害対策編（修正案）

資料4-1 川崎市地震防災戦略の概要

資料4-2 川崎市地震防災戦略

平成28年3月14日

総 務 局

「川崎市国土強靱化地域計画(素案)」及び「川崎市地域防災計画(修正素案)」並びに「川崎市地震防災戦略(素案)」のパブリックコメントの実施結果について

1 概要

川崎市では、国土強靱化基本法の制定などを踏まえ、本市における強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる「川崎市国土強靱化地域計画（素案）」、及び本市の防災・減災対策の基本計画となる「川崎市地域防災計画（修正素案）」、並びに震災対策の具体的な施策を定めた新たな「川崎市地震防災戦略（素案）」を策定し、市民の皆様の御意見を募集しました。

その結果、11通（意見総数29件）の御意見をいただきましたので、御意見の内容及び御意見に対する本市の考え方を次のとおり公表いたします。

2 意見募集の概要

- ◆題名 : 川崎市国土強靱化地域計画(素案)及び川崎市地域防災計画(修正素案)並びに川崎市地震防災戦略(素案)への意見募集
- ◆意見の募集期間 : 平成27年12月28日(月)～平成28年1月29日(金) (33日間)
- ◆意見の提出方法 : 電子メール、FAX、郵送、持参
- ◆募集の周知方法 : ①ホームページ、市政だより、河川情報掲示板への掲載
 ②各区役所、支所・出張所、図書館、かわさき情報プラザ、総務局危機管理室にて資料閲覧
 ③防災会議幹事会、自主防災組織連絡協議会役員会、ぼうさい出前講座などの説明
 ④防災シンポジウムでの資料配布、地域ポータルサイトへの掲載 など

3 意見提出数・意見数

- ◆意見提出数 11通(電子メール8通、持参2通、郵送1通)
- ◆意見数 29件
- ◆意見の件数と対応区分

項目	件数	市の考え方の区分				
		A	B	C	D	E
国土強靱化地域計画に関すること	2	1			1	
地域防災計画に関すること	6		1		5	
地震防災戦略に関すること	2			2		
各計画に共通すること	19	1	13	3	2	
合計	29	2	14	5	8	0

◆意見に対する市の考え方の区分説明

- A 御意見の趣旨を踏まえ、計画案に反映したもの
- B 素案の趣旨に沿った御意見であり、既に素案等に反映されているもの
- C 今後の取組を進めていく上で参考とするもの
- D 素案や施策に対する要望・質問等であり、素案や施策の内容を説明・確認するもの
- E その他

4 主な意見（要旨）と意見に対する考え方

パブリックコメントの結果、素案の趣旨に沿った意見や、今後の施策推進の中で検討する意見のほか、意見内容を反映することで計画の内容をより充実させることができる意見がありましたことから、一部の意見を反映し、計画を修正します。

5 今後の主なスケジュールについて

平成28年3月23日 川崎市防災会議

6 問い合わせ先

川崎市総務局危機管理室計画調整担当

電話：044-200-0337

FAX：044-200-3972

Email：16kiki@city.kawasaki.jp

I 川崎市国土強靱化地域計画に対する意見

番号	意見・質問要旨	本市の考え方	区分
1	国土強靱化地域計画については、全市的に取り組む必要があると思われるが、計画の策定にあたっては、どのような体制で取り組んできたのか。	平成26年10月に、「川崎市国土強靱化地域計画策定推進会議設置要綱」を定め、市長がトップとなり全局区長等で組織する推進会議と、各局の危機管理を総括する課長や各区役所の副区長等で構成する推進会議幹事会を設置し、策定に向けた取組を進めてまいりました。 また、外部の有識者で構成される防災対策検討委員会や防災会議幹事会などの各種防災関連会議等においても説明等を行い、計画の取りまとめを行ってきたところです。	D
2	川崎市国土強靱化地域計画の第6章第2節「リスクシナリオごとの推進方針」にある「道路の確保等の推進」は多くの事象に影響する施策であり、最も重点的に取り組むべき重要施策であるが、重要業績指標に道路整備に係る指標が設定されていないため、「川崎市道路整備プログラム」に記載されている、都市計画道路進捗率（ネットワークの強化）及び緊急輸送道路の整備率（災害時の対応力強化）、無電柱化延伸（都市の防災性強化）を、主な重要業績指標として追加明記することが必要である。	大規模災害時の緊急交通路や緊急輸送道路の確保につきましては重要な事項でありますので、川崎市道路整備プログラムで示しております、「都市計画道路進捗率」及び「緊急輸送道路の整備率」を、重要業績指標の中に追記いたします。 また、道路の無電柱化の延伸につきましては、今後、国の方針など踏まえてあらためて検討してまいります。	A

II 川崎市地域防災計画に対する意見

番号	意見・質問要旨	本市の考え方	区分
3	災害時の道路確保のために、区間を指定し放置車両の移動ができるようになったが、具体的にどのような道路が指定されるのか。	災害対策基本法に基づく車両移動は、放置車両や立ち往生車両によって緊急車両が通行できず、被災現場等への通行ルートを確認する必要がある場合を想定しており、本市では、災害時の道路状況を勘案し、主に緊急輸送道路の区間の指定を行います。	D
4	全米の組織はICS（インシデント・コマンド・システム）という共通の統制の仕組みで動くことが定められていることで、誰もが対処に参加でき、最も効率的な対処が選択されている。災害時に国内外からの支援を受ける場合も、この仕組みを使えばより公正な住民支援の提供や組織編制が可能となる。災害の多い日本で備えるべき受援システムであり、全国どこでも運用可能にしておく必要がある。	災害対策の標準化について、平成25年度に内閣府において災害対策標準化検討会議が開催され、平成26年3月に「災害対策標準化検討会議報告書」がとりまとめられました。平成27年3月からは、中央防災会議防災対策実行会議災害対策標準化推進ワーキンググループが組織され、災害対策標準化の推進について検討を行っており、ワーキンググループにおける議論を踏まえ、国の防災基本計画等への反映や、地方公共団体における災害対応の体制の構築やガイドライン等の策定を検討しています。本市におきましても国の動向に注視し、方向性やガイドラインが示された際には、各種計画に反映することも含め検討してまいります。	D
5	避難所にペットを連れて避難してきた場合、ペットを避難所屋内に入れないように定めて欲しい。	避難所におけるペットの取扱いにつきましては、各避難所運営会議の運営マニュアル作成の参考になるよう冊子「備えていますか？ペットの災害対策」を平成27年3月に発行し、ペットの飼育場所等の設定の際に「人の生活場所から離れた場所に設定する」よう記載しております。本冊子につきましては、市ホームページや川崎市総合防災訓練等において周知を図っており、今後も引き続き避難所における適切なペットの取扱いの周知の徹底に努めてまいります。	D
6	避難所で生活を行っているときに、近隣の病院での受診が困難な場合は、避難所で医師の診察が受けられるような仕組みが必要である。	大規模災害時に設置する医療救護所につきましては、このたび、機能別に3つに分類することにより、地域ごとの実情に応じた医療活動を行うことができるよう、修正を行っております。その中で、避難所で生活される方につきましては、原則として、各種医療チームが避難所を巡回する形式で慢性疾患治療、健康管理等の医療ニーズに対応する「避難所巡回型救護所」を設置することとしております。	B

番号	意見・質問要旨	本市の考え方	区分
7	震災時の医療体制の中で、傷病の程度により対処する病院を変える体制になっているが、通院しているかかりつけの病院では、症状によっては診てもらえない可能性があるのか。診てもらえない場合は、どのようなところで治療してもらえるのか。	大規模災害時、病院は、災害によって発生した生命に危険のある重症者等の救護活動を優先することとなります。また一方で、病院自体が被災してしまう可能性もあります。こうしたことから、災害の状況や個別の症状によっては、かかりつけの病院に受診できないことがあります。そのような場合、地域で臨時的に開設される医療救護所や、被災を免れ開院している診療所等で受診していただくことを想定しています。	D
8	東日本大震災においては、治療する薬剤の確保などに苦勞したと話を聞いたことがあるが、川崎市としては、薬剤確保をどのように行っていくのか。	本市では、災害用救急医療セットを市立の医療関係施設に備蓄しているほか、市内医療施設において使用する医薬品等に不足が生じた場合には、川崎市薬剤師会及び市内医薬品卸会社との協定に基づき調達することを想定しております。また、災害発生直後から市内の医薬品等に関するニーズを速やかに情報収集し、本市だけで対応できない場合には、神奈川県を通じ、関係機関への広域的な支援を要請することとしております。	D

Ⅲ 川崎市地震防災戦略に対する意見

番号	意見・質問要旨	本市の考え方	区分
9	大地震に伴って交通機関が運休した場合に備え、事前に交通機関各社と国や自治体等との統一的な計画の下に輸送を割り振っておくことにより、最も効率よく、人や物資を輸送できるのではないのか。	東日本大震災時に多くの帰宅困難者が発生した教訓を踏まえ、発災時には「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知啓発を行い帰宅困難者の発生を抑制するとともに、主要駅周辺に一時滞在施設を確保し、鉄道事業者やバス事業者等と連携して、帰宅困難者への対応を行うこととなっております。また幹線道路を中心とした徒歩帰宅者支援の対策も進めております。 首都直下地震対策の帰路支援として、要支援者への都心から郊外方向への輸送手段の確保等の検討が内閣府を中心に行われておりますので、その動向を注視しつつ、国や九都県市と連携して首都圏における帰宅困難者の輸送対策を検討してまいります。	C
10	我が家は感震ブレーカーを設置した。しかし、近隣の方と一体となって設置をしなければ延焼する可能性が高い。市として、感震ブレーカーの設置に向けた普及・啓発や、一部補助制度も含めた対応を進めてもらいたい。	感震ブレーカーは大規模地震発生時における通電火災等、電気に起因する出火防止を図るために有効な器具であることから、普及に向けた啓発を引き続き行うとともに、木造密集市街地における不燃化の取組等も踏まえ、具体的な方策について更に検討を進めてまいります。	C

IV 各計画に共通する意見

番号	意見・質問要旨	本市の考え方	区分
11	<p>川崎市地域防災計画震災対策編の第2章第7節「災害時交通ネットワークの形成」にある、“本市では、成熟社会における持続可能なまちづくりを進めるために、「広域調和・地域連携型」の都市構造の形成に資する「広域交通ネットワークの形成」、さらに、都市の再生や活力を高める「市内の幹線交通ネットワーク」の形成をめざして、道路、鉄道に係わる市域の交通幹線網の整備を推進しており、災害時においても有効に活用できるよう検討していく。”という内容を「川崎市国土強靱化地域計画」のリスクシナリオ8-4「鉄道等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態」及び「川崎市地震防災戦略」の行動計画10「交通障害の防止」に記載いただくことを要望する。</p>	<p>大規模な災害が発生しても、復旧・復興時に都市機能を維持できるよう鉄道・道路等の強化を図る必要があり、中長期的には、交通ネットワークの多重化を目指してまいります。</p> <p>また、首都圏の放射・環状方向の広域的な鉄道・道路網が、本市の骨格として都市の形成を支えていることから、本市としては、これらの既存ストックを最大限に活かしながら、市内外の拠点間の連携を図る交通機能の強化や、首都圏にふさわしい交通網の形成などを進めていることを各計画でも明確にするため、「川崎市国土強靱化地域計画」のリスクシナリオ6-4「地域交通ネットワークが分断する事態」及び「川崎市地震防災戦略」の行動計画10「交通障害の防止」の欄に、追記いたします。</p>	A
12	<p>川崎市は、鉄道網のリダンダンシーが確保されていないことが構造的な脆弱性であり、大きな懸念事項である。川崎市内の鉄道網のラダー型・複層化を図って頂くことを要請する。(類似意見 1件)</p>	<p>大規模な災害が発生しても、復旧・復興時に都市機能を維持できるよう鉄道・道路等の強化を図る必要があり、中長期的には、交通ネットワークの多重化を目指してまいります。</p> <p>首都圏の放射・環状方向の広域的な鉄道・道路網が、本市の骨格として都市の形成を支えていることから、本市としては、これらの既存ストックを最大限に活かしながら、市内外の拠点間の連携を図る交通機能の強化や、首都圏にふさわしい交通網の形成などを進め、災害に強い都市づくりを進めてまいります。</p>	C
13	<p>川崎市は、海から溝の口まで砂礫層が続き、液状化しやすい地質になっている。阪神大震災時の神戸市水道局の復旧記録では、液状化した地区の復旧が最後になっている。地下水位が高い地域のリスク評価や復旧に要する時間の想定が不十分ではないか。</p>	<p>本市においては、平成21年度と平成24年度に実施した地震被害想定調査において、地形区分や地下水位等をもとに液状化危険度を予測し、液状化による被害を考慮した上で上水道の被害量を算定しております。また、復旧の想定については、被害箇所数、復旧速度、復旧人員から応急復旧日数を予測しております。</p> <p>引き続き水道施設の耐震化を推進するとともに、液状化による道路被害やマンホール等埋設物の浮き上がり防止対策を併せて推進してまいります。</p>	D
14	<p>災害リスクが高い地域について、行政が積極的に周知を行うべきである。</p>	<p>市域における災害リスクを周知するため、洪水、津波、土砂災害に関するハザードマップを作成し、ホームページで公表するとともに、情報プラザや区役所などで配布しているところでは、土砂災害警戒区域内にある世帯に対しては、土砂災害ハザードマップを全戸配布しています。さらに、平成26年度から土砂災害ハザードマップに関する住民説明会を実施するなどしているところでは、今後につきましては、各種ハザードマップを一体化した「災害リスクマップ」の作成も進めながら、市民の皆様が災害リスクを把握できるよう周知してまいります。</p>	B

番号	意見・質問要旨	本市の考え方	区分
15	災害対応にあたる市職員が、川崎市の災害リスクを把握した上で対応する必要がある。	職員に対する防災教育は、新規採用職員研修や係長昇任者研修などの階層別研修や、職場ごとに実施する防災研修などを実施し、災害に関する知識や、市の防災対策などに関する知識の習得を進めています。また、必要に応じ防災関係機関の実施する研修・講習会にも参加し、専門的知識の習得などを図っているところです。 職員一人ひとりが、日ごろから災害リスクを把握していくことは重要なことですので、今後も、各種研修などを通じ職員の理解を深め、災害時に適切な対応がとれるようにしてまいります。	B
16	東日本大震災から5年が経過し、市民の防災意識が低下しているように感じる。様々な取組を通じて市民への啓発を行っているようであるが、今後も市民の防災意識が低下しないよう、地域で行う訓練の支援や啓発活動を行ってほしい。	大災害直後だけでなく、平常時から市民が防災意識を高く持ち続けることは、地域防災上の観点からも大切なことと考えております。 東日本大震災から5年が経過する本年度、当時を振り返り、地域での防災活動の向上に向けた川崎市防災シンポジウムを開催いたしました。引き続き、地域で取り組まれている自主防災活動への支援や、防災週間や防災とボランティア週間等の機会を捉えた啓発に、取り組んでまいります。	B
17	地震の後、津波による浸水だけではなく、河川堤防決壊による浸水が発生するおそれもある。各浸水ハザードと地形図を一本化するなどして市民に情報提供を行い周知する必要がある。	平成27年3月に策定した「防災都市づくり基本計画」において、個人や地域に災害リスクを正しく理解していただくための取組として、大雨による浸水や津波、地震による建物倒壊、火災延焼等の多岐に渡る災害リスク情報を一元化した「災害リスクマップ」を作成することとしており、平成28年度の早い段階で市ホームページ等の情報提供に向け、取組を進めてまいります。	B
18	災害に関する研究などについては、さまざま機関や企業などで進めている。災害対策の検討を進めるにあたっては、それらの知見も踏まえて行う必要があることから、組織の枠を超えて、情報を共有しながら取組を進めていく必要がある。	災害対策の検討にあたりましては、川崎市防災会議や外部の有識者で構成される防災対策検討委員会、ライフライン事業者等とも会議等を通じて、それぞれの取り組みなども含め情報交換等を行って進めております。今後も引き続き、関係機関や民間企業等と連携を図り、取組を進めてまいります。	B
19	首都直下地震が発生すると、首都圏以外からの支援が必要となるため、日頃から他の自治体との連携を図り、災害時には支援を受けられる体制の構築が必要である。(類似意見 2件)	大規模災害が発生した場合、本市だけでは十分な応急措置等が実施できないことが想定されていることから、首都圏にある都・県及び政令市からなる九都県市で協定を締結し、相互応援できる体制を整えております。 また、首都直下地震により首都圏に大規模な被害が発生した場合に備え、九都県市と関西広域連合で災害時応援協定を締結し、広域からの支援も受けられる協力体制を整えているところです。 さらに、全国の政令市との災害時応援協定や、福井市、山形市などの他地域の自治体とも協定を締結しているところです。 現在、各種協定に基づき、災害時における対応の検討や各種訓練などを行っており、今後も引き続き、相互協力について取組を進めてまいります。	B
20	多摩川を活用した、舟運によるけが人などの搬送も確保を進めていくべきではないか。	川崎港における内陸域との陸路寸断時のアクセス確保のため、現在整備中である浮き桟橋や大師河原河川防災ステーション等を活用した船舶による輸送体制について検討を進めております。また救助や救急活動にはヘリコプターの活用も行っているところです。今後も引き続き陸路寸断時に備えた輸送体制の確保に努めてまいります。	D

番号	意見・質問要旨	本市の考え方	区分
21	臨海部の埋立地のサプライチェーン全体を把握するための実態調査や、住宅地の増加や老朽化などの環境変化を対策に反映する仕組みが必要である。	神奈川県が平成25・26年度に石油コンビナート等防災アセスメント調査を実施するにあたり、危険物タンクやプラント、パイプライン等のコンビナート施設の調査を実施し、そのデータを踏まえて、地震や津波による被害想定調査や防災対策の検討を行っております。 現在、県はアセスメント調査結果を踏まえた県石油コンビナート等防災計画の修正に取り組んでおりますので、本市においては平成28年度に臨海部防災対策計画を修正し、防災対策を具体化する予定としております。	C
22	臨海部の老朽化したコンビナート施設の安全対策を考える上では、企業の枠を超えた運転担当者や保守管理担当者間の情報交換の場が必要である。	消防局では、毎年、立入検査を行い、危険物施設の定期点検の記録や設備の維持管理の状況について、検査・指導しているほか、同種の事故を防止するため、定期的に講習会を開催し、企業の担当者に事象事例等の情報提供を行っているところです。 また、臨港消防署では、多くの企業が参画する臨港工場消防協議会を通じて、危険物事故防止の推進を図っているところです。 消防局では、今後もこうした企業担当者による情報交換の場を設け危険物事故防止に向けた指導を継続して図ってまいります。	B
23	臨海部の安全は1社で守れるものではないため、商工会議所等の地域団体が行う取組について、行政も連携して対応するべきである。	東日本大震災の教訓を踏まえ、本市の臨海部における総合的な防災計画である「臨海部防災対策計画」を策定するとともに、臨海部の事業所と本市、商工会議所等の団体が構成された防災に関する協議の場を設置し、課題解決に向けた協議や、情報共有、訓練の実施等を行い、協力体制を構築しているところです。今後も様々な組織と連携協力しながら、臨海部の防災力向上に取り組んでまいります。	B
24	臨海部で働く方が孤立する可能性があるため、河川部門と港湾部門が連携して避難する方法を検討する必要がある。	臨海部の各島部と内陸域を結ぶ橋りょうやトンネルは耐震対策を行っておりますが、陸路寸断時のアクセス確保のため、現在整備中である浮き棧橋や大師河原河川防災ステーション等を活用した船舶による輸送体制について検討を進めております。今後も陸路寸断時に備えた輸送体制の確保に努めてまいります。	B
25	臨海部は、工業製品のみならず食糧や農業製品の生産・流通の重要な場所になっているため、製品出荷が止まらないように、被災地外からの支援を受け入れられるように準備するとともに、臨海部内の事業者が相互援助できるような関係作りを進められるよう、市が支援を行う必要がある。	本市の臨海部は首都圏の経済活動や市民生活を支える重要な社会機能を有していることから、臨海部の事業所・団体が構成する「川崎臨海部防災協議会」を平成24年度に設立し、災害の未然防止や発生した災害の拡大防止を図るとともに、市民及び従業員等の安全確保及び二次災害の防止、企業の事業継続性の確保などの課題について協議・検討を行っております。今後も同協議会等を通じて企業の事業継続性の確保や事業者間の関係作りに向けた支援を行ってまいります。	B
26	平成27年9月に川崎市全域に避難勧告が出されたが、その際に川崎市のホームページがアクセス集中により閲覧できなかったため、今後このようなことが無いようシステムの改善を要望する。	災害に関する情報につきましては、市ホームページ等を用いて配信することとしておりますので、市ホームページにアクセスが集中した際にも円滑に閲覧できるよう、平成27年12月1日からホームページの負荷分散サービスを導入したところでございます。	B

パブリックコメントでの意見等を踏まえた計画(修正案)の変更点

1 パブリックコメントでの意見を踏まえた変更

番号	意見・質問要旨	変更箇所	変更内容																									
1	<p>(意見・質問要旨 番号2)</p> <p>川崎市国土強靱化地域計画の「第2節リスクシナリオごとの推進方針」にある「道路の確保等の推進」は多くの事象に影響する施策であり、最も重点的に取り組むべき重要施策であるが、重要業績指標に道路整備に係る指標が設定されていないため、「川崎市道路整備プログラム」に記載されている、都市計画道路進捗率（ネットワークの強化）及び緊急輸送道路の整備率（災害時の対応力強化）、無電柱化延伸（都市の防災性強化）を、主な重要業績指標として追加明記することが必要である。</p>	<p>国土強靱化地域計画</p> <p>(P48)</p> <p>第6章 第2節 「シナリオごとの推進方針」</p> <p>主な重要業績指標</p>	<p>【追加事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路進捗率 68% (H26) → 71% (H37) 緊急輸送道路の整備率 84% (H26) → 88% (H37) 																									
		<p>国土強靱化地域計画</p> <p>(P63)</p> <p>第8章 「資料編」</p> <p>2 重要業績指標及び目標値</p>	<p>【追加事項】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">指標名</th> <th colspan="3">現状</th> <th colspan="3">目標</th> </tr> <tr> <th>年</th> <th colspan="2">数値</th> <th>年</th> <th colspan="2">数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市計画道路の進捗率</td> <td>26</td> <td>都市計画道路の計画延長(305km)に対する整備済延長の割合</td> <td>68 %</td> <td>37</td> <td>71 %</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急輸送道路の整備率</td> <td>26</td> <td>緊急輸送路に指定された都市計画道路の計画延長(206km)に対する整備済延長の割合</td> <td>84 %</td> <td>37</td> <td>88 %</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	指標名	現状			目標			年	数値		年	数値		都市計画道路の進捗率	26	都市計画道路の計画延長(305km)に対する整備済延長の割合	68 %	37	71 %		緊急輸送道路の整備率	26	緊急輸送路に指定された都市計画道路の計画延長(206km)に対する整備済延長の割合	84 %	37
指標名	現状				目標																							
	年	数値		年	数値																							
都市計画道路の進捗率	26	都市計画道路の計画延長(305km)に対する整備済延長の割合	68 %	37	71 %																							
緊急輸送道路の整備率	26	緊急輸送路に指定された都市計画道路の計画延長(206km)に対する整備済延長の割合	84 %	37	88 %																							

番号	意見・質問要旨	変更箇所	変更内容																			
2	<p>(意見・質問要旨 番号11)</p> <p>川崎市地域防災計画震災対策編の第2章第7節「災害時交通ネットワークの形成」に記載されている内容を、「川崎市国土強靱化地域計画」のリスクシナリオ8-4「鉄道等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態」及び「川崎市地震防災戦略」の行動計画10「交通障害の防止」に記載いただくことを要望する。</p>	<p>国土強靱化地域計画 (P54)</p> <p>第6章 第2節 「シナリオごとの推進方針」</p> <p>6-4 「地域交通ネットワークが分断する事態」</p>	<p>【追加事項】</p> <p>○広域交通ネットワーク等の形成の推進</p> <p>広域交通ネットワーク等の形成を目指し、鉄道・道路に係わる市域の交通幹線網の整備を推進し、災害時においても有効に活用できるよう検討する、</p>																			
		<p>国土強靱化地域計画 (P62)</p> <p>第8章 「資料編」</p> <p>1 「リスクシナリオにおけるプログラム(施策)の強靱化分野(個別分野)一覧」</p>	<p>【追加事項】</p> <table border="1" data-bbox="810 600 1501 981"> <thead> <tr> <th rowspan="2">リスクシナリオNO</th> <th rowspan="2">プログラム(施策)</th> <th colspan="5">関連する強靱化施策分野</th> </tr> <tr> <th>行政機能</th> <th>住宅・国土・保全・交通</th> <th>保健医療・福祉</th> <th>産業</th> <th>エネルギー環境</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6-4</td> <td>広域交通ネットワーク等の形成の推進</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	リスクシナリオNO	プログラム(施策)	関連する強靱化施策分野					行政機能	住宅・国土・保全・交通	保健医療・福祉	産業	エネルギー環境	6-4	広域交通ネットワーク等の形成の推進		○			
		リスクシナリオNO	プログラム(施策)			関連する強靱化施策分野																
行政機能	住宅・国土・保全・交通			保健医療・福祉	産業	エネルギー環境																
6-4	広域交通ネットワーク等の形成の推進		○																			
<p>地震防災戦略 (P31)</p> <p>行動計画10 「交通障害の防止」</p>	<p>大地震等の発生時における迅速な応急・復旧活動のため、<u>交通ネットワークの形成を図り</u>、緊急交通路・輸送道路の確保や、道路機能の保全に努めるほか、早期の市民生活の安定、都市復興を目指します。</p>																					

2 その他の変更

番号	変更理由	変更箇所	変更内容
3	<p>修正素案の段階では、昨年度までの災害対応を踏まえた職員の動員計画となっておりますが、平成27年9月の台風18号発生時の対応を踏まえ、職員の動員計画の見直しを行う必要が生じたため。</p> <p>※補足説明</p> <p>1 避難所開設が長期化した場合に、動員区分に関係なく各局の職員が避難所への参集・運営に対応できるようにするため。</p>	<p>地域防災計画風水害対策編 (P76)</p> <p>第2部 第4章 第1節「市職員の動員体制」 3 動員対象の考え方 (1) 大雨に対する動員対象の考え方</p>	<p>上記の増強（増強のタイミングは各局・区の判断による）に加え、</p> <p>区役所（避難所管理要員（土砂災害による避難所開設の場合は川崎区を除く））</p> <p>財政局（市税事務所隊による避難所運営支援要員（区からの要請により平日昼間に避難所の運営を支援することとなった場合））</p> <p><u>各局（上記の局を含む）その他の局（財政局を含む）</u>（地震時の地域要員等による避難所運営支援要員（区からの要請により夜間休日に避難所の運営を支援することとなった場合、及び交代要員として<u>各局の職員地震時の支援要員</u>が支援することとなった場合））</p>
	<p>2 大雨警報（浸水害）が解除され、大雨警報（土砂災害）だけが残っている場合には、大雨警報（土砂災害）の解除に限らず、状況に応じて、港湾局、川崎区及び上下水道局の動員を解除できるよう配慮するため。</p>	<p>地域防災計画風水害対策編 (P77)</p> <p>第2部 第4章 第1節「市職員の動員体制」 3 動員対象の考え方 (1) 大雨に対する動員対象の考え方</p>	<p>【動員の縮小又は解除】各号について、気象警報等の解除、災害応急対策がおおむね完了した場合、又は被害の発生するおそれが解消した場合縮小、又は解除する。<u>なお、2号動員のうち、港湾局、川崎区及び上下水道局の解除については、警報の解除に限らず、状況に応じて特に配慮する。</u></p>
		<p>地域防災計画風水害対策編 (P77)</p> <p>第2部 第4章 第1節「市職員の動員体制」 3 動員対象の考え方 (2) 大雨による災害警戒体制・災害警戒本部設置時の各局区における応急活動内容例</p>	<p><u>各局（上記の局を含む）その他の局</u> <u>（避難所運営支援要員として避難所へ参集する職員が属する局）</u><u>（地震の動員が地域要員で、開設する避難所が参集先となっている職員が属する局、財政局）</u></p> <p>地震発生時の地域要員等（区からの要請により夜間・休日に避難所の開設を支援することとなった場合、及び交代要員として<u>各局の職員地震時の支援要員</u>が支援することとなった場合に避難所の運営を支援）</p> <p>市税事務所隊（区からの要請により平日昼間に避難所の開設を支援することとなった場合に避難所の運営を支援）</p>

川崎市国土強靱化地域計画

【概要版】

川 崎 市

1 計画の策定経過

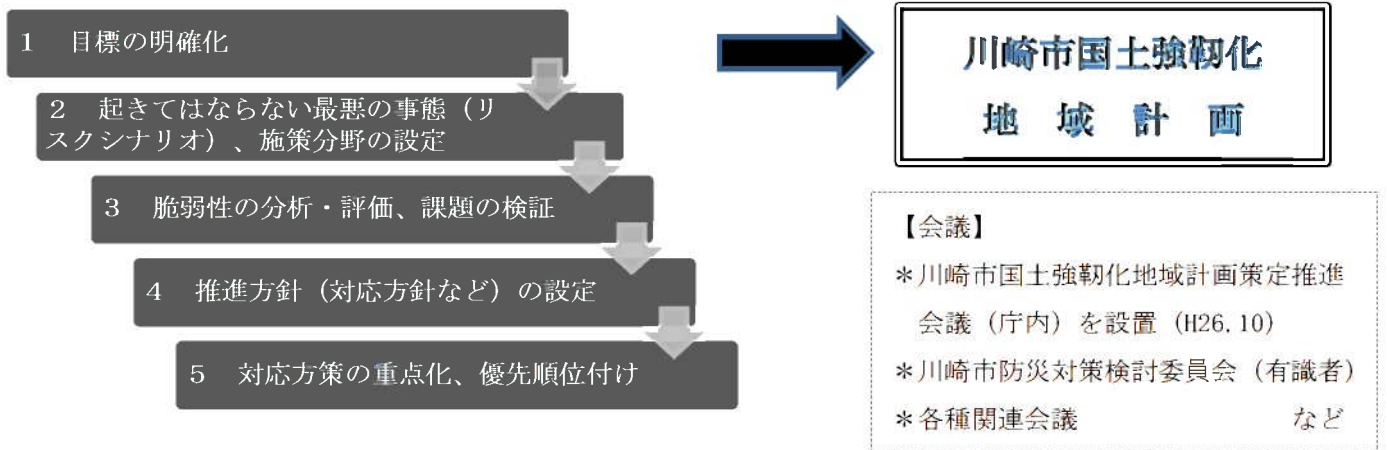
1 国土強靱化地域計画とは

- ・平成 25 年 12 月に「国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が公布・施行され、大規模自然災害等に備えた、国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められました。
- ・国土強靱化地域計画は、基本法の規定に基づき、地方公共団体が策定できる計画で、強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進する指針となるものです。

2 検討方法

「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、本市地域計画の策定に向けた検討・調整を行いました。

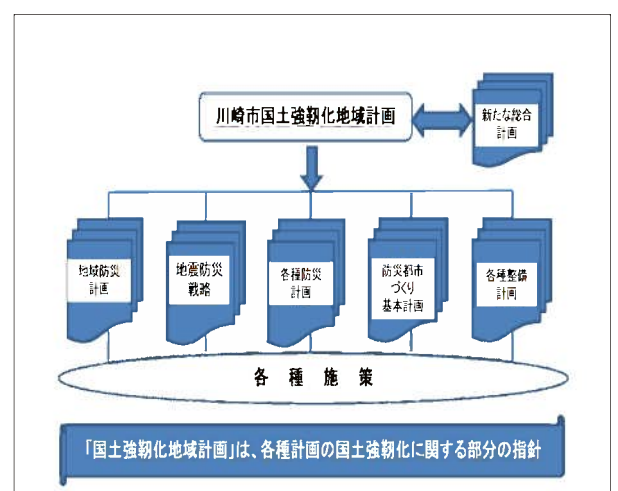
3 検討の流れ



2 計画の位置付け

●地域計画の位置付け

- ・基本法第 13 条に基づき策定する計画で、本市強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる計画です。
- ・本計画の対象区域は、川崎市域を基本とし、本市が主体となり取組を進める事項を中心に扱うものです。



●計画期間

- ・平成 28(2016)年度から平成 32(2020)年度までの概ね 5 年間とします。
- ・計画期間中であっても、社会情勢の変化や施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じ計画の見直しを行うものとします。

3 計画の基本的考え方

基本法第14条において、国の基本計画と調和を保たれたものでなければならないと規定されており、国の基本計画や基礎自治体として役割等を踏まえ、基本目標などを設定しました。

基本目標

- 1 人命の保護が最大限図られる。
- 2 市域の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持される。
- 3 市民の財産及び公共施設に係る被害の最少化
- 4 迅速な復旧復興

事前に備えるべき目標

- 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる。
- 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる。
- 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。
- 4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する。
- 5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む。)を機能不全に陥らせない。
- 6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気・ガス・上下水道・燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。
- 7 制御不能な二次災害を発生させない。
- 8 大規模自然災害であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

本市強靱化を推進する上で配慮すべき事項

- 適切な施策の組み合わせ(ハード対策・ソフト対策など)
- 効率的な施策の推進(老朽化対策や既存社会資本の有効活用などによる効率的な実施)
- 地域特性に応じた施策の推進(地域コミュニティ機能の向上等) など

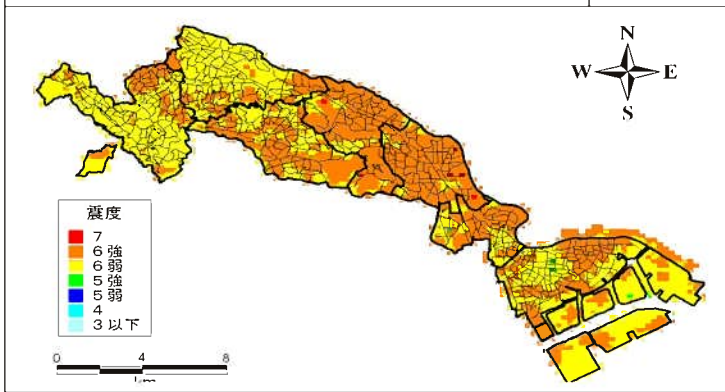
4 想定する大規模災害（対象とする災害）

市域において、市民生活や社会経済に大きな影響を及ぼす可能性のある次の大規模自然災害を対象とします。

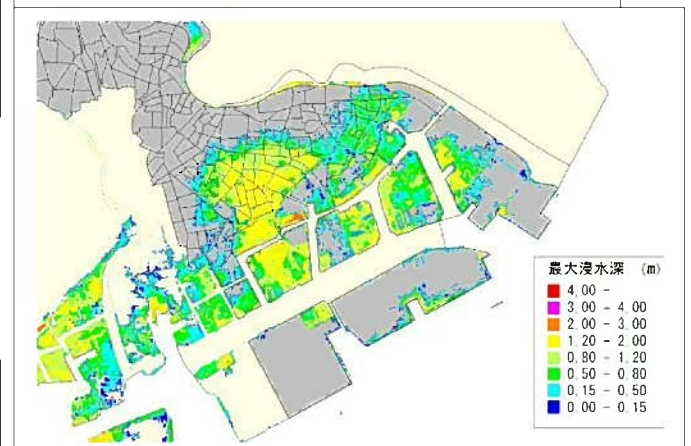
- 川崎市直下の地震
 - 最大クラスの津波
 - その他（洪水、土砂災害、火山災害）
- } 中心に対応する災害

●各種ハザードマップ

川崎直下における地震の震度分布図（想定）



津波ハザードマップ（慶長型地震の想定）



多摩川浸水想定区域図



土砂災害計画区域指定図



5 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

本計画では、国の基本計画等の取組状況などを踏まえ、想定する大規模災害として「川崎市直下の地震」、「最大クラスの津波」及び「その他大規模自然災害」とし、32の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」（以下「リスクシナリオ」という。）を以下のとおり設定しました。

また、国の基本計画を踏まえ、32のリスクシナリオを8つの「事前に備えるべき目標」と関連付けを行い設定しています。

	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1	大規模自然災害が発生した時でも人命の保護が最大限図られる。	1-1 建物・交通施設等の不特定多数が集まる施設の複合的・大規模倒壊や住宅密集地等における火災による死傷者の発生
		1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-4 大規模な火山噴火・土砂災害等の発生や情報伝達の不備による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1 被災地での食料・飲料水・医薬品等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足
		2-5 被災等による医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、搬送・支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。	3-1 市役所及び地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する。	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない。	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
		5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4 海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響
		5-5 太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸海上交通ネットワークの機能停止
		5-6 生産拠点の操業停止や農地の荒廃などによる食料等の安定供給の停滞
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
		6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4 地域交通ネットワークが分断する事態
		6-5 異常渇水等により用水の供給の途絶
7	制御不能な二次災害を発生させない。	7-1 海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-2 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-3 有害物質の大規模拡散・流出
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4 鉄道等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

*網掛け部分が、重点化するプログラムに関わる「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」

6 本市強靱化の推進方針の概要

32 のリスクシナリオに基づき、本市の脆弱性評価を実施し、その結果を踏まえてリスクシナリオを回避するために今後必要となる施策を検討し、推進方針をまとめました。主な推進方針については、次のとおりです。

目標 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が図られる。

- 建築物の耐震化の推進
- 大規模津波等への対応力の向上
- 密集市街地の改善の推進
- 浸水対策の推進
- 道路の確保等の推進
- 大規模自然災害への避難対策の推進
- 防災機能等の充実・強化
- 各種災害情報伝達体制の整備推進
- 災害対応力の向上
- 津波防御施設の改良の推進
- 避難場所の確保

など

目標 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる。 (それがなされない場合の必要な対応を含む。)

- 物資供給体制の整備の推進
- 帰宅困難者向け備蓄の確保
- 道路の確保等の推進（再掲）
- 帰宅困難者の受入体制の確保
- 災害用備蓄倉庫の整備
- 災害時における医療体制の整備の推進
- 上下水道施設等の耐震化の推進
- 災害拠点病院等の耐震化の促進
- 災害対応の体制・資機材の充実
- 消防署所等の施設整備の推進
- 燃料確保の促進
- 災害用トイレ対策の推進
- 災害拠点病院における電力供給体制の確保
- 平時からの予防接種の促進

など

目標 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。

- 防災拠点等の耐震化の推進
- 業務継続体制の整備・充実
- 長期電源途絶等に対する対応の推進
- バックアップ体制の整備
- 他地方自治体との連携強化

など

目標 4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する。

- 情報通信機能の耐震性の強化等
- 長期電源途絶等に対する対応の推進（再掲）
- 情報提供方法の代替手段の確保等

など

目標5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む。）を機能不全に陥らせない。

- 個別企業BCPの策定の促進
- 川崎港地震発生時の震後行動計画の策定等の実施
- 道路の確保等（再掲）
- 石油コンビナート等防災訓練の実施
- 石油コンビナート等防災計画の見直し等の実施
- 海上輸送拠点の耐震化等の促進
- 交通手段の連携強化
- 都市農地の保全等の推進
- 民間施設の耐震化等の支援の推進
- コンビナート関連施設の耐震化等
- など

目標6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。

- 長期電源途絶等に対する対応の推進
- 複数熱源の確保
- 上下水道施設等の耐震化の推進
- 下水道施設等の耐震化の推進
- 道路の確保等の推進（再掲）
- 災害対応力の向上
- 海上輸送拠点の耐震化等の推進（再掲）
- 下水道施設等の津波対策の推進
- 広域交通ネットワーク等の形成の推進
- など

目標7 制御不能な二次災害を発生させない。

- 石油コンビナート等防災計画の見直し等（再掲）
- 石油コンビナート火災等への消防機能の強化
- コンビナート関連施設の耐震化等（再掲）
- 石油コンビナート等防災訓練の実施（再掲）
- など

目標8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

- 災害廃棄物処理計画に基づいた対策の推進
- 災害廃棄物保管場所の確保等
- 道路の確保等（再掲）
- 地籍調査等の推進
- 災害対応力の向上
- ごみ焼却施設の耐震対策等の推進
- 他自治体との連携強化
- 基幹インフラ復旧等の大幅な遅れへの対応の検討
- 水閘門等の耐震対策の推進
- など

7 主な重要業績指標

脆弱性評価の結果に基づき、リスクシナリオを回避するため、また、事前に備えるべき目標の達成のため、また、各個別施策の進捗状況や実績を把握するため、重要業績指標を定め目標値を設定しました。主な重要業績指標については、次のとおりです。

目標1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が図られる。

○住宅の耐震化率	92%(H27)	→	95%(H32)	
○特定建築物の耐震化率	92%(H27)	→	95%(H32)	
○市立小中学校の耐震化率	100%(H27)	→	現状維持	
○社会福祉施設の耐震化率	100%(H26)	→	現状維持	
○消防署所の耐震化率	100%(H27)	→	現状維持	
○橋りょうの耐震化率(Ⅱ期)	51%(H27)	→	61%(H32)	(Ⅰ期123/124橋は完了済み 残り1橋はH29年度完了予定)
○道路斜面等の要対策箇所対策率	50%(H25)	→	75%(H30)	
○都市計画道路進捗率	68%(H26)	→	71%(H37)	
○緊急輸送道路の整備率	84%(H26)	→	88%(H37)	
○耐震化貯水槽の整備	93%(H27)	→	95%(H32)	
○水門、樋門等の改良化率	17%(H25)	→	100%(H32)	
○浸水対策実施率(重点化地区)	22.6%(H26)	→	100%(H30)	
○河川整備率(50mm/h)	約81%(H24)	→	91%(H33)	
○全国瞬時警報システム自動装置の整備	整備済み			
○重点対策に取り組む密集市街地における建築物の不燃化対策等に 伴う大規模地震時の想定焼失棟数の削減割合	20%(H27)	→	30%(H32)	など

目標2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる。 (それがなされない場合の必要な対応を含む。)

○上水道の基幹管路の耐震化率	75%(H26)	→	78%(H30)	
○開設不要型応急給水拠点の整備率	7.6%(H26)	→	100%(H35)	
○消防団車両におけるMCA無線機の整備率	48.1%(H27)	→	100%(H29)	
○消防救急無線のデジタル化率	整備済み			など

目標3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。

○業務継続計画の策定及び見直し	整備済み	→	訓練を通じた見直しの実施	など
-----------------	------	---	--------------	----

目標4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する。

○Lアラート(公共情報コモンズ)の導入	導入済み			
○デジタル無線機の整備の進捗状況	9.6%(H27)	→	100%(H28)	など

目標5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む。）を機能不全に陥らせない。

○石油タンクの耐震基準の適合率 1000KL以上 100%(H27) → 現状維持
500KL以上 63.7%(H27) → 100%(H28) など

目標6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。

○配水池・排水塔の耐震化率 32%(H26) → 100%(H34)
○浄水施設の耐震化率 41%(H26) → 100%(H27)
○川崎駅以南の重要な管きよの耐震率 33.5%(H26) → 100%(H31)
○工業用水道浄水施設耐震化率 67%(H26) → 100%(H30) など

目標7 制御不能な二次災害を発生させない。

○臨海部防災対策計画の策定・見直し 策定済み → 見直し(H28) など

目標8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

○地籍調査の実施率 9%(H26) → 10%(H33) など

8 計画の推進と見直し

1 計画の推進体制

- ・全庁横断的な体制のもとで、全庁一丸となって推進していきます。
- ・国、神奈川県、関係団体、民間事業者、市民などとの連携・協力を進められるよう、平時から関係構築を進め、効果的な施策の実施に努めていきます。

2 進捗管理

- ・本計画に基づく取組を確実に推進するため、進捗状況を毎年度把握していきます。
- ・関連事業の進捗状況や各種取組結果などを踏まえ、所管局区が中心となり、各種取組の見直しや改善、必要となる予算の確保などを行いながら進めていきます。更に、本市だけでは対応できない事項については、国・神奈川県・関係機関などへの働きかけなどを通じ、事業の推進を図ります。

3 計画の見直し

- ・社会情勢の変化や国、神奈川県などの強靱化に関する施策の取組状況の変化、本市の施策の進捗状況などを考慮し、計画期間中であっても必要に応じ見直しを行うものとします。
- ・本計画は、国土強靱化に関する指針として位置付けているため、関連する計画については、それぞれの計画の見直し等に合せ整合を図るものとします。